

令和7年11月27日

お知らせ

課名	税務課
担当	万代、木村
内線	2652、2654
直通	086-226-7243

『滞納は許さない！滞納整理強化月間』を実施します！

県では、公平性と税収の確保を図るため、所得や財産があるにもかかわらず県税を滞納し、納税意思が認められない滞納者に対して、法に基づく滞納処分を行っています。

この一環として、滞納者が所有する自動車の差押え（タイヤロック・引揚げ）や給与所得者に対する給与の差押えを集中的に実施します。

また、差し押された自動車は、インターネット公売等により換価し、滞納している県税に充当します。給与については、勤務先に連絡した上で差押えを行い、滞納税額が完納になるまで取り立てます。

なお、法により滞納者に関する情報には守秘義務があるため、現場における取材はお断りしますが、写真等については担当者にご連絡いただければ提供いたします。

(過去に実施した滞納処分の様子)

